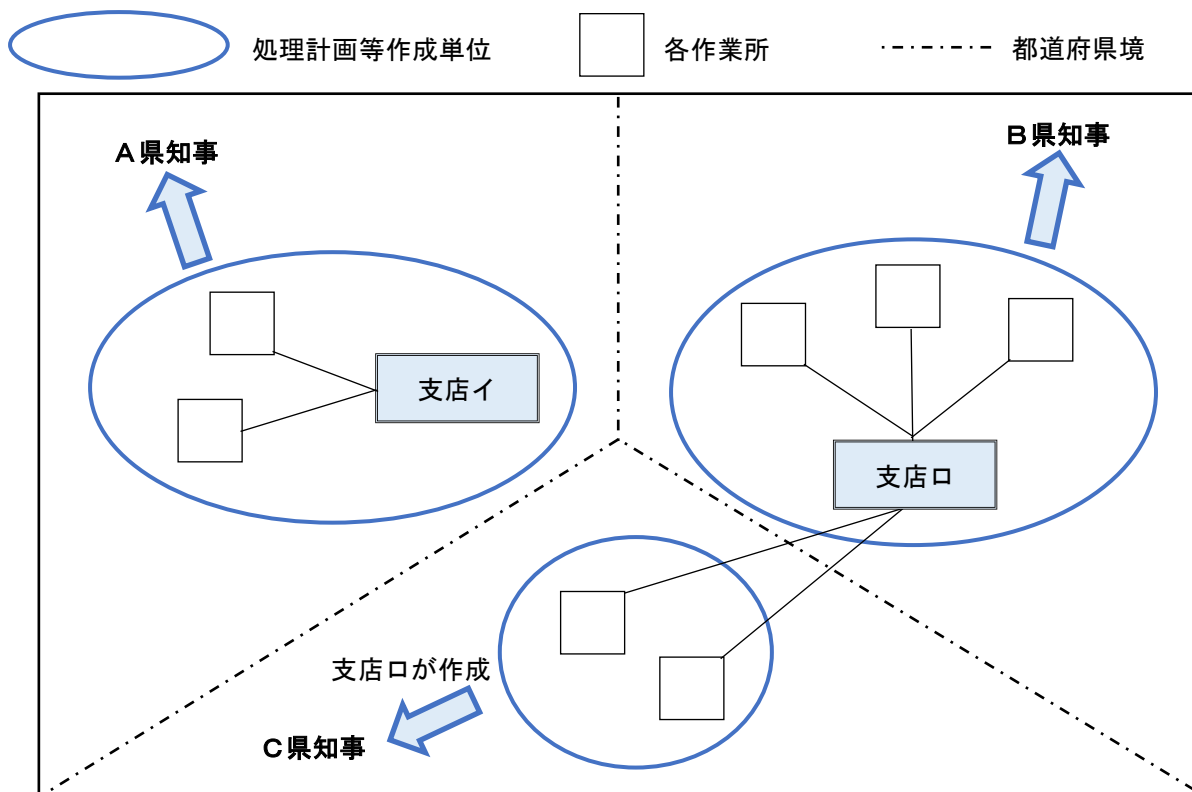


建設業等の方

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とします。多量排出事業者に当たるかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断してください。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

建設工事等（工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。））における排出事業者には、原則として元請業者が該当します。共同企業体（JV）においては、その構成員のうち代表者が該当します。



【解説】

建設工事等においては、建設工事等の発注者、その発注者から建設工事等を直接請け負った元請業者、元請業者から建設工事等を請け負った下請業者等の関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。

なお、元請業者がその工事の全部、または建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるので留意する必要がある。